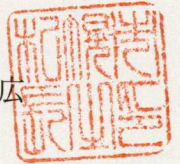


札幌市景観計画見直しに係る関係調査・検討等業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）3 月 11 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課  
電話 (011) 211-2545

2 公募型企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

(1) 業務名

札幌市景観計画見直しに係る関係調査・検討等業務

(2) 業務内容

ア 現景観計画策定後に策定・改定された本市関係施策の景観計画への反映検討

イ 地域の特徴を踏まえた景観形成基準の細分化が必要な項目の検討

ウ 眺望景観の誘導に係る検討

エ 夜間景観の誘導に係る検討

オ 冬・雪に関する配慮項目の拡充等に関する検討

カ 色彩景観基準の運用に関する検討

キ 広告物の景観誘導に関する検討

ク 景観計画の改定骨子の検討

ケ 景観審議会の意見聴取の支援

コ パネル展及びアンケートの実施

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

3 参加資格

(1) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、大分類が「建設関連サービス業」に登録されている者又は令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において「一般サービス業」に登録されている者であること。

(2) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）又は令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。

(3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てを行っている者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が発注した景観又はまちづくり等の調査又は計画策定等に関する業務を履行した実績があること。

#### 4 手続等

##### (1) 提案説明書等の交付

令和 6 年 3 月 11 日（月）から札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課ホームページにて公開

##### (2) 企画提案書等の提出

###### ア 提出方法

持参又は郵送とする。

###### イ 提出期間

令和 6 年 3 月 11 日（月）から令和 6 年 4 月 2 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日

受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。なお、提出期間の最終日については 17 時までとする（送付の場合は必着）。

###### ウ 提出場所及び送付先

上記 1 のとおり。

#### 5 選定方法

##### (1) 一次審査

企画提案書等による書類審査を行い、最終審査（プレゼンテーション審査）を行うことができる企画提案者を選定する。

ただし、応募件数が 4 件程度以下の場合は、一次審査を省略し、すべての企画提案者を一次審査通過とする。

##### (2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。

#### 6 その他

詳細は提案説明書による。